

盛土規制法説明会開催のお知らせ

京都府(京都市域除く。)では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づき、府全域(京都市域除く。)を規制区域に指定し、同法に基づく許可等の本格的な運用を令和7年5月1日から開始しています。

つきましては、盛土規制法の説明会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

＜乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)＞

1 日 時	令和7年8月6日(水) 午後2時から午後4時まで(受付開始:午後1時30分)
2 場 所	京都府乙訓総合庁舎 1階 第2会議室 所在地:向日市上植野町馬立8
3 内 容	・ 法改正背景及び法の概要 ・ 規制区域の指定及び規制内容 ・ 土木事務所・農林部局・保健所からのお知らせ
4 対 象	土地(宅地・農地・森林)の造成及び土石の堆積に関わる方
5 申し込み方法 定員:40名 参加費:無料	8月1日(金)までに、京都府 HP からお申し込みください。 https://www.pref.kyoto.jp/morido/setsumeikai.html 申し込み多数の場合は、調整させていただきますので 予めご了承ください。 

※ 他の地域でも同様の説明会を実施する予定です。京都府 HP をご確認ください。

＜会場のご案内＞



駐車場の台数に限りがありますので、乗り合わせ
又は公共交通機関でお越しください。

(阪急京都線^{にしむこう}「西向日駅」から徒歩約10分)

問い合わせ等

京都府建設交通部建築指導課

TEL 075-414-5347

京都府乙訓土木事務所建築住宅課

TEL 075-931-2478